

第9章 我が国教育協力の留意点

9 - 1 国内支援体制の構築・充実

付属資料3 .に示したプロジェクト（案）実施にあたり、ボリビア国内においては、日本側が長期専門家1名をコーディネーターとして派遣、教育省（教師開発課）側が協力実施サイト関係者から成るプロジェクト・チームを発足させ、関係者間の密接な連携の下に協力を実施していくものとする。協力に関するあらゆる情報及び協力を通じて得られる様々な成果については、教師開発課にて一元的に管理するとともに、同部局は普及活動に向けて積極的に情報の収集・分析を行い、必要に応じてあらゆる改善を行うことを業務の一環とする。

また本プロジェクト（案）は、地域特設研修「教育行政」及び国別特設研修「学校・学級経営及び教授法改善」という、本邦研修による協力をその主要コンポーネントとしているため、日本国内でのプロジェクト支援体制の構築がその成功の鍵を握るといっても過言ではない。国内において、現在実施中の地域特設研修「教育行政」（ペルー・ボリビア対象）の運営委員会をベースに、本件協力に関する支援委員会を速やかに発足させることが必要になる。その職務としては、プロジェクト実施における提言、長期専門家への助言、国別特設研修「学校・学級経営及び教授法改善」の運営等が考えられる。発足にあたっては、支援委員会及び各支援委員の役割や責任範囲などを明確にしておく必要がある。

また、プロジェクト支援委員会の下部組織として、日本国内の小学校現職教員から成る専門チームを設置する必要がある。その職務は、国別特設研修及びボリビア国内試行期で使用される研修教材（ビデオ、テキスト、CD-ROM等）の作成、ビデオ等を利用した授業分析の実施などが考えられる。専門チームは教科ごと（国語、算数等）に構成されることが望ましい。

9 - 2 今後の日本側の投入に関する留意点

既述したが、プロジェクト実施にあたり、日本側は長期専門家1名をプロジェクトコーディネーターとして派遣する。その職務としては、まずプロジェクト開始時において、教育省教師開発課とプロジェクト・チームを発足させ、その一員として、拠点校選定のための基準づくり、拠点校の選定、ベースライン・サーベイの実施調整等がある。試行期においては、拠点校教員に対する研修の実施調整、短期専門家の活動支援、拠点校のモニタリング等が考えられる。また、本格実施・普及期においては、国別特設研修実施のためのボリビア国内準備、帰国研修員による普及活動への支援、中間・終了時評価における実施調整等があげられる。

プロジェクト実施に必要な特定テーマの技術移転を目的として、短期専門家を各年3名ほど派遣する。ボリビア国内での年間の研修計画を3クールに分け、短期専門家の派遣は1クールに1回（4か月ごと：1～2か月間）を基本とする。その職務は、試行期においては、拠点校における

研修の実施、教員への教授法等に係る助言、本格実施期においては、帰国研修員と連携した普及セミナーの開催、普及における教育省側への助言等が考えられる。短期専門家は、上記プロジェクト支援委員会及び専門チームのメンバーを中心としてリクルートすることとする。

ボリビアに限らず、ラテンアメリカ地域における教育分野長期専門家の確保は少なからず困難が伴う。特に大学の教官等を1、2年間の長期間派遣することは、日本国内の大学の状況等にかんがみ、実質不可能になっている。そのため長期専門家は、専門性の高さを優先するよりも、そのコーディネート能力、語学力を含めたコミュニケーション能力を重視し、業務内容を明確にする必要がある。長期専門家として、ジュニア専門員の活用を優先することは、現在不足する教育分野の人材の育成にもつながることから、前向きに検討すべきである。

長期専門家にコーディネーター型の人材を登用することにより、短期専門家にはその専門性の高さがより求められる。その業務内容に応じて、大学教官及び現職の小学校教員の登用を検討する。現職の小学校教員の派遣に関しては、日本の小学校の夏期休暇時に派遣するなど、その派遣時期や期間等に特別な考慮を要する。